

栃木労働局発表
平成23年7月1日

担 当	栃木労働局 企画室
	企画室長 佐藤 吉男
	労働紛争調整官 大貫 重範
	電 話 028-634-9112 (内線402)

一 平成22年度個別労働紛争解決制度施行状況 一

～相談件数、助言・指導件数は高止まり、あっせん件数は制度開始後、初めての減少、全体的に相談件数が減少するなかで、いじめ・嫌がらせに関する相談が増加傾向へ～

栃木労働局（局長 藤井敏行）では、今般、平成22年度における個別労働紛争解決制度（平成13年度10月施行「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（別添1）」に基づくもの。）の施行状況について次のとおり取りまとめました。

現下の依然として厳しい雇用・経済状況が続く中、引き続き、県内のあらゆる労働問題の相談に対するワンストップサービスの充実に努めるとともに、同制度に基づく民事上の個別労働紛争の解決の促進を図っていくこととしています。

《 概 要 》

- ・ 総合労働相談件数 : 13,012件(−10.0%)
- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 : 2,703件(−20.1%)
- ・ 助言・指導申出受付件数 : 110件(−7.6%)
- ・ あっせん申請受理件数 : 111件(−33.9%)

【増減率は、平成21年度実績と比較したものの。】

○ 総合労働相談（ワンストップサービス）

県内8箇所を設置している総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談（民事上の個別労働紛争に関する相談、法令又は制度に関する問い合わせ、行政指導を求める相談等）の総数は、増加傾向（平成20年度13,500件、平成21年度14,455件）から減少に転じ、前年度を1,443件（10.0%）下回り、13,012件であった。減少したものの、平成19年以前と比較すると同水準で高止まりしている。

○ 民事上の個別労働紛争相談

民事上の個別労働紛争に関する相談件数は、これまでの増加傾向（平成20年度2,823件、平成21年度3,383件）から減少に転じ、前年度を680件（20.1%）下回り、2,703件となった。相談内容別では、いじめ・嫌がらせに関する相談や自己都合退職に関する相談等が増加する一方、解雇に関する相談や労働条件の引下げに関する相談は大幅に減少した。

○ 労働局長による助言・指導申出受付

栃木労働局長による助言・指導申出受付件数は、平成20年度が116件、平成21年度が119件、平成22年度は前年比9件（7.6%）減少110件で、同水準で高止まりしている。

○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理

栃木紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数は、増加傾向（平成20年度166件、平成21年度168件）から減少に転じ、前年度を57件（33.9%）下回り111件となり、平成13年に制度発足して以来、初めての減少となった。

1. 相談受付状況

○ 相談件数

栃木労働局では、同局内と県内7箇所の労働基準監督署内に、労働問題に関するあらゆる相談をワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置しているところであり、平成22年度1年間に寄せられた総合労働相談（民事上の個別労働紛争に関する相談、法令又は制度に関する問い合わせ、行政指導を求める相談など）は、過去最多だった前年度（平成21年度 14,455件）を1,443件（10.0%）下回り、13,012件となった。（図1参照）

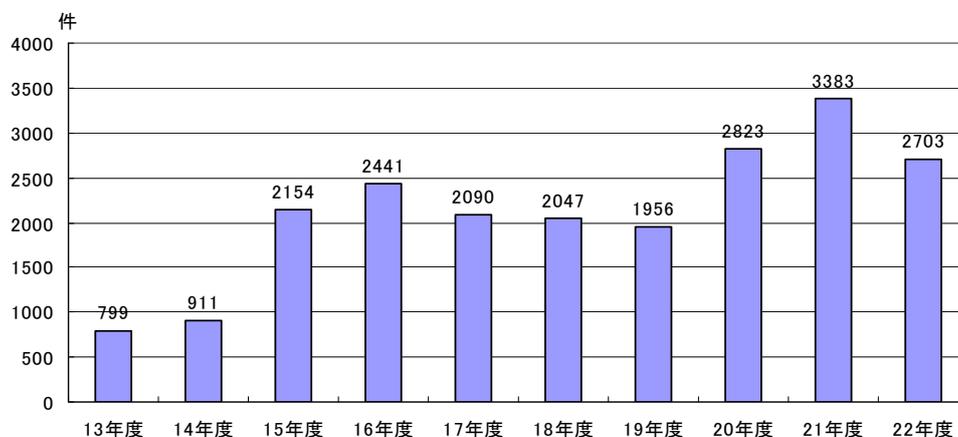
このうち、労働基準法違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談は、過去最多だった前年度（平成21年度 3,383件）を680件（20.1%）下回り、2,703件となった。（図2参照）

相談件数は総じて対前年度比マイナスであるが、制度発足以降の10年間で見れば、3番目に高い数字であり、依然高止まりの状況にある。

図1 年度別総合労働相談件数



図2 年度別個別労働紛争相談件数



○ 民事上の個別労働紛争に関する相談内容の内訳

(1) 相談内容別

・相談内容別の件数では、解雇に関する相談が628件（19.2%）と最も多く、次いでいじめ・嫌がらせに関する相談584件（17.8%）、労働条件の引下げに関する相談345件（10.5%）と続いた。（図3参照）

・前年度の相談内容は、解雇に関する相談989件（23.9%）、労働条件の引下げに関する相談594件（14.4%）、いじめ・嫌がらせに関する相談549件（13.3%）の順であり、平成22年度は解雇に関する相談が最も多かったものの、件数的には361件（36.5%）と大きく減少し、構成比も減少している。一方、全体的に相談件数が減少している中で、いじめ・嫌がらせに関する相談は構成比では労働条件の引下げを上回り、件数では前年度を35件（6.4%）上回り増加している。

解雇に関する相談のうち整理解雇に係る相談は前年度を207件（75.3%）下回り、解雇や労働条件の引下げなど人員整理や人件費削減に係る相談が減少したが、いじめ・嫌がらせ、自己都合退職、賠償などの相談件数が増加し紛争内容は多様化している。（図4及び別添4の参考1参照）

(2) 相談者の種類別

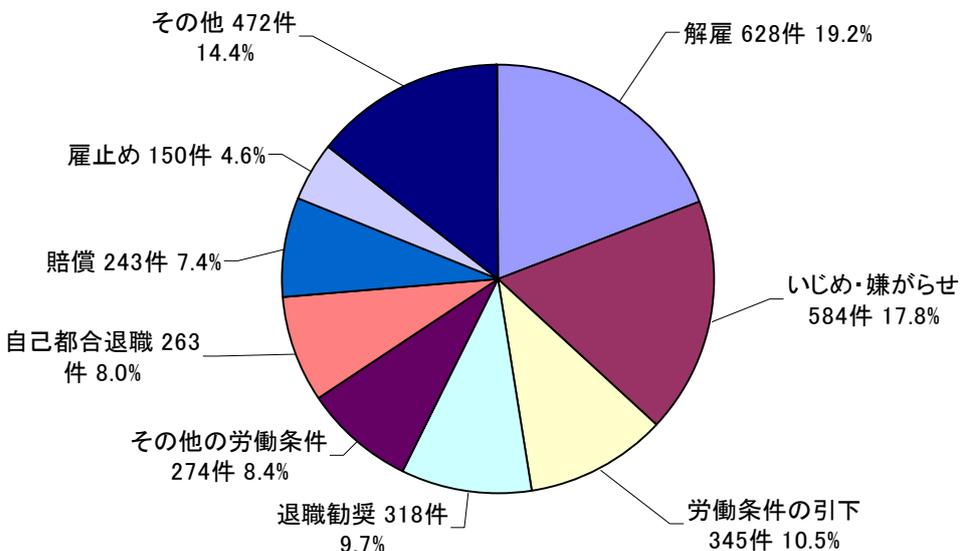
相談者の種類別では、労働者からの相談が2,250件（83.2%）と大半を占め、事業主からの相談が264件（9.8%）、その他（家族など）からの相談が189件（7.0%）であった。

(3) 労働者の就労状況別

労働者の就労状況別では、正社員に関する相談が1,182件（43.7%）と最も多く、次いでパート・アルバイトに関する相談411件（15.2%）、期間契約社員に関する相談235件（8.7%）、派遣労働者に関する相談137件（5.1%）と続いた。（図5及び別添4の参考2参照）

派遣労働者に関する相談が、平成20年度をピークに減少を続け、平成22年度は前年度に比べ85件（38.3%）減少している。

図3 平成22年度 相談内容別個別労働紛争相談件数



※ 1件の相談の中に複数の項目がある場合、それぞれに計上している。

図4 年度別・(主要)相談内容別 個別労働紛争相談件数

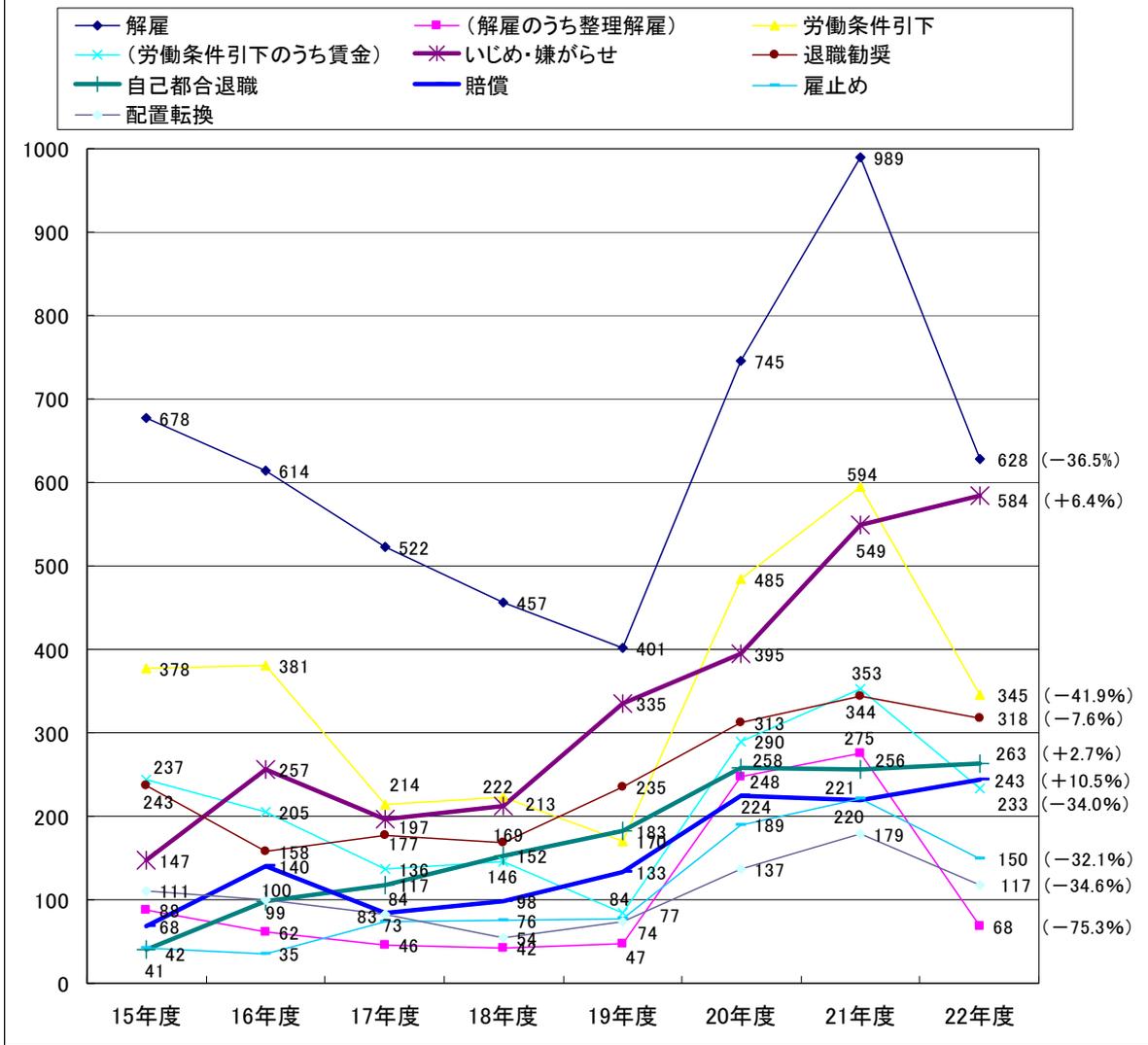
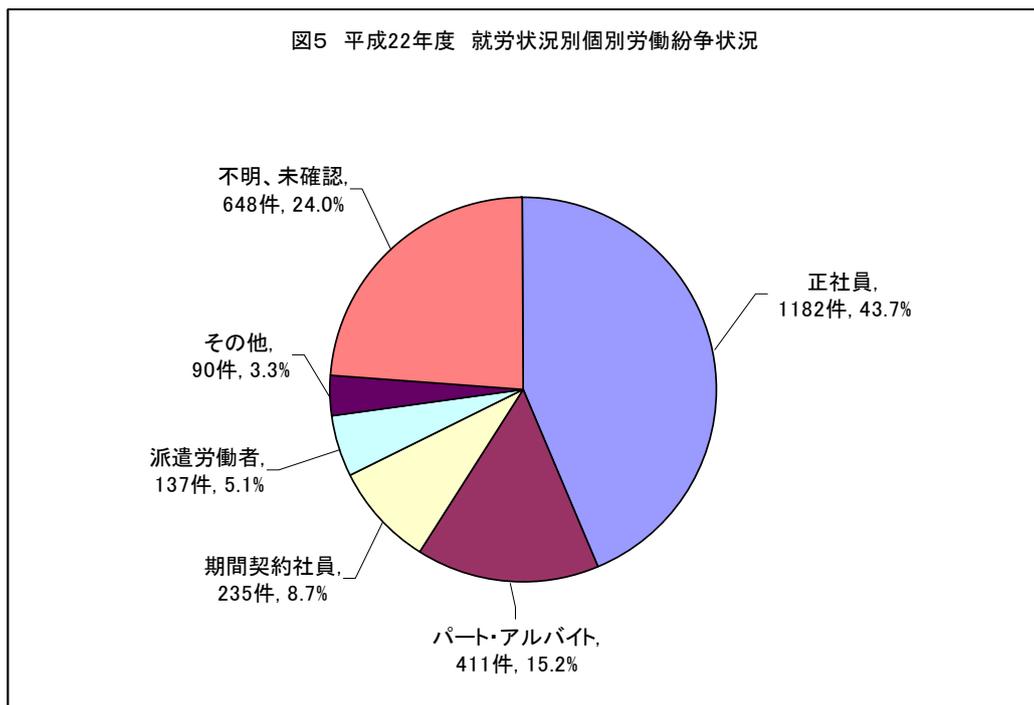


図5 平成22年度 就労状況別個別労働紛争状況



2. 栃木労働局長による助言・指導の受付状況

平成22年度の栃木労働局長による助言・指導申出件数は、前年度（平成21年度 119件）より9件（7.6%）減少して110件で、依然として同水準で高止まりである。（図6参照）

申出内容別では、解雇に関するものが27件（24.1%）と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが13件（11.6%）、自己都合退職に関するものが11件（9.8%）となった。（図7参照）

図6 助言・指導の申出件数

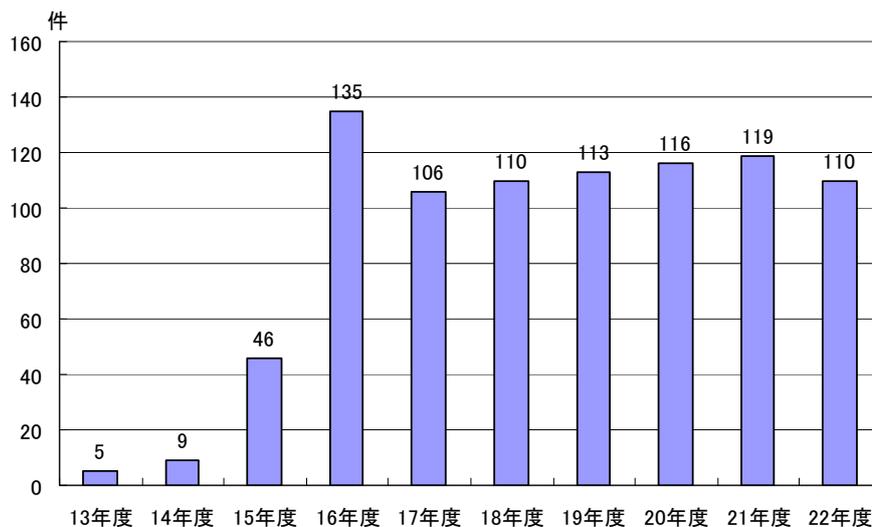
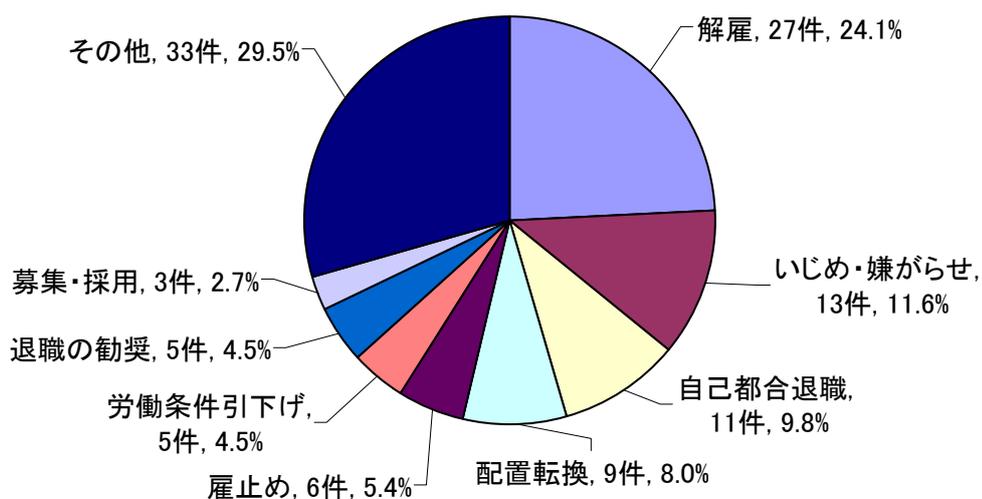


図7 助言・指導の申出内容

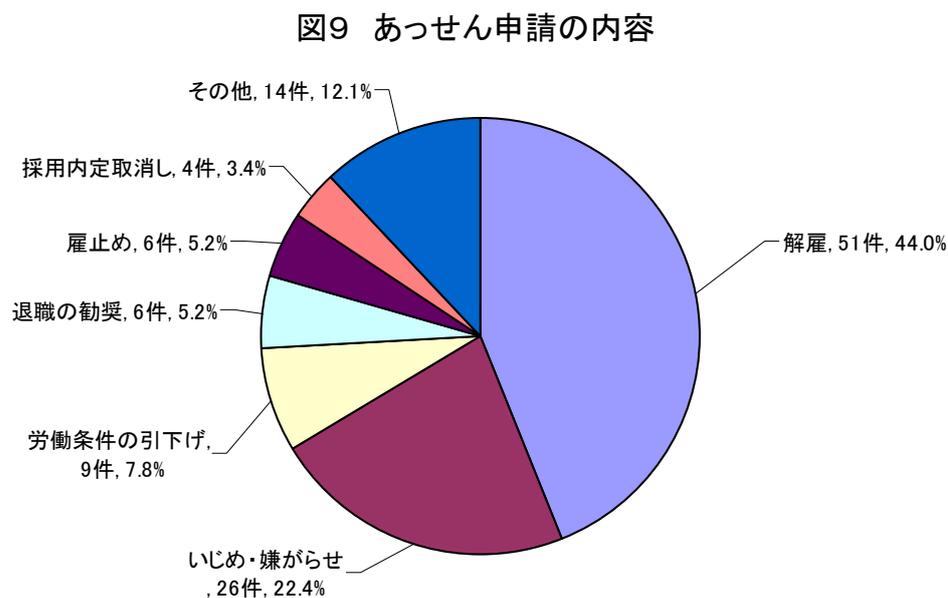
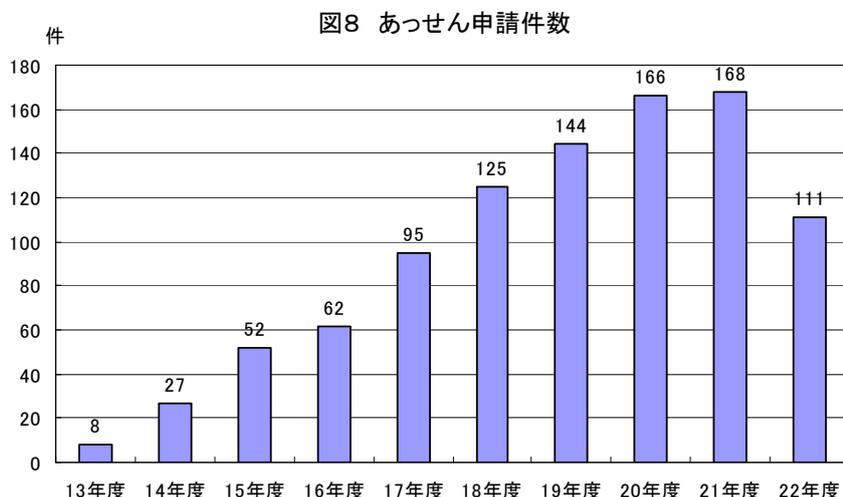


※ 1件の申請の中に複数の項目がある場合、それぞれに計上している。

3. 栃木紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成22年度のあっせん申請受理件数は、前年度（平成21年度 168件）より57件（33.9%）と大きく減少し、平成13年度の制度発足以来始めて減少に転じた。（図8参照）

申請内容別では、解雇に関するものが51件（44.0%）と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが26件（22.4%）、労働条件の引下げに関するものが9件（7.8%）となった。（図9参照）



※ 1件の申請の中に複数の項目がある場合、それぞれに計上している。

1. 紛争調整委員会とは、

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

2. 助言・指導及びあっせんの実施事例は別添3のとおり。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システム（別添2）の整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

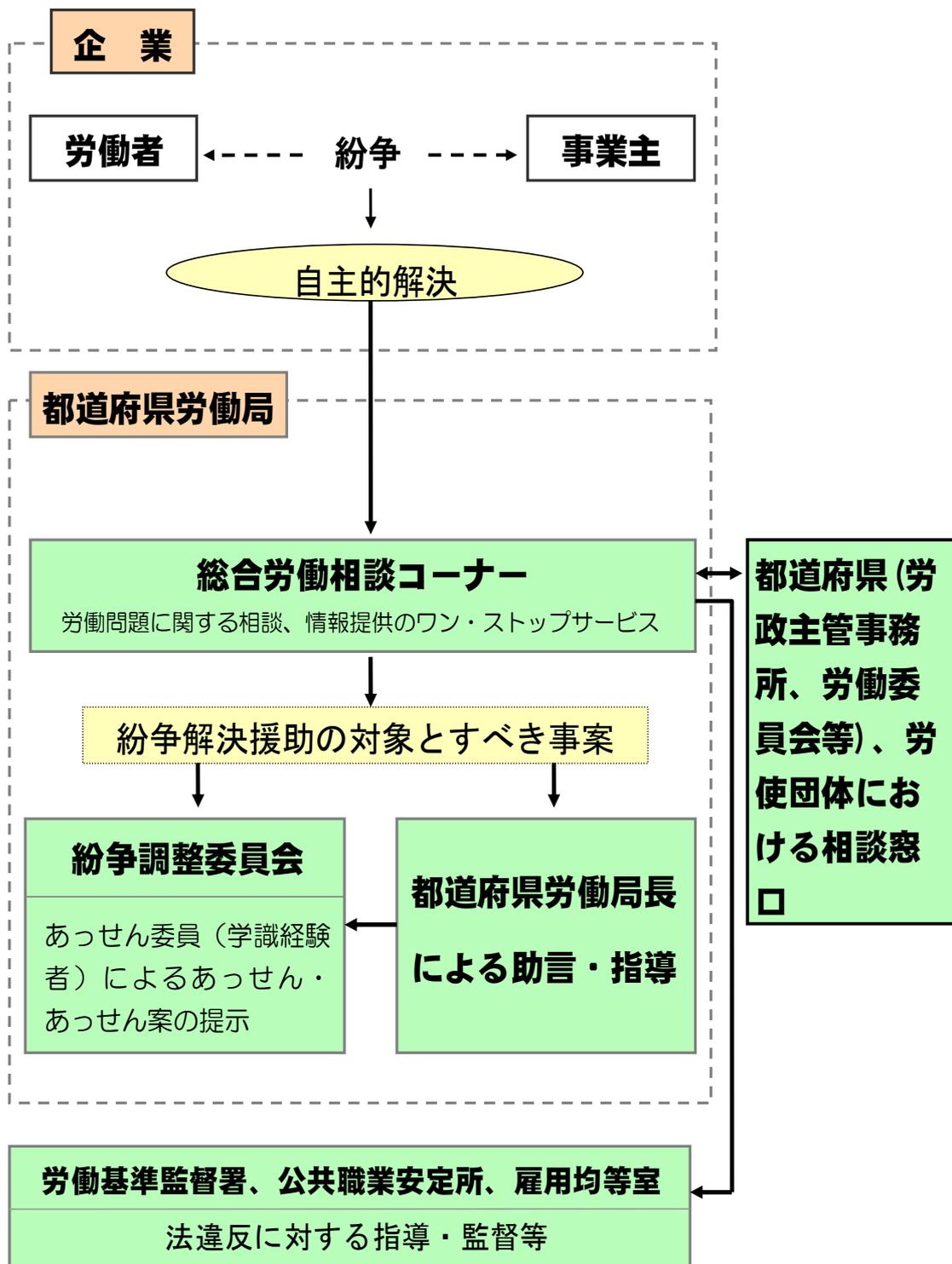
ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決システム



紛争解決の事例

【助言・指導の例】

事例 : いじめ・嫌がらせに係る助言	
事案の概要	申出人(労働者)は、直属の上司から業務と関係ない叱責・罵倒を受けており、会社に対応してもらえなかったため、労働局長の助言を申し出たもの。
助言の内容	被申出人(事業主)に対して、職場のいじめ・嫌がらせに関する判例(職場環境調整・配慮義務)を教示するとともに、紛争解決のために適切な対応が大切であることを教示した結果、相談窓口を設置する等の組織的対応が取られ、一定の改善がなされた。
事例 : 労働条件の引下げ	
事案の概要	申出人(労働者)は、被申出人からの申し出を受け同意してパート労働者に身分変更したが、賞与算定期間の大部分を正社員として勤務していたのに、賞与支給日にパート労働者であることを理由に賞与が正社員の1割程度の額であったため、助言を申し出たもの。
助言内容	被申出人(事業主)に対して、申出人が被る不利益の大きさについて検討する必要があることを教示したところ、その結果、正社員の期間を勘案した賞与額が支給された。

【あっせんの例】

事例 : 解雇に係るあっせん	
事案の概要	申請人(労働者)が、一定の期日をあけて退職を申し出たところ、被申請人(事業主)より申出日をもって離職するよう言われ、実質的には即時解雇により就労機会を奪われたとして、慰謝料等を求めてあっせん申請を行ったもの。
あっせんの結果	双方が早期解決を望み、被申請人が申請人に対して解決金〇〇円を支払うことで合意した。
事例 : いじめ・嫌がらせに係るあっせん	
事案の概要	申請人(労働者)は、職場同僚からいじめ・嫌がらせを受け、被申請人(事業主)に相談するも改善が図られず、これが原因で退職せざるを得なくなったものとして、慰謝料等を求めてあっせん申請を行ったもの。
あっせんの結果	双方が早期解決を望み、事実関係の認定にとらわれず当事者間の調整を行い、被申請人が申請人に対して解決金〇〇万円を支払うことで合意した。
事例 : その他の労働条件に係るあっせん	
事案の概要	申請人(労働者)は、退職に際し年次有給休暇を取得できるように被申請人(事業主)と後任者の引継ぎ等業務の調整や日程調整を図ったが、後任者が確保できず年次有給休暇を取得することができず、この原因は被申請人にあるとして、残った年次有給休暇分の補償を求めあっせん申請を行ったもの。
あっせんの結果	あっせん委員が双方の主張を確かめ、当事者間の調整を行った結果、被申請人が申請人に対して解決金〇〇万円を支払うことで合意した。

参考1 年度別・相談内容別 個別労働紛争相談件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
解雇	614	522	457	401	745	989	628
労働条件引下	381	214	222	170	485	594	345
いじめ・嫌がらせ	257	197	213	335	395	549	584
退職勧奨	158	177	169	235	313	344	318
自己都合退職	99	117	152	183	258	256	263
賠償	140	84	98	133	224	220	243
雇止め	35	73	76	77	189	221	150
配置転換	100	83	54	74	137	179	177

参考2 年度別・就労状況別個別労働紛争相談件数

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総数	911	2154	2441	2090	2047	1956	2823	3383	2703
①正社員	449	1105	1214	1087	930	936	1274	1501	1182
②パート、アルバイト	165	460	444	409	446	300	450	547	411
③派遣労働者	21	167	191	171	159	165	326	222	137
④期間契約社員	22	109	106	112	105	139	213	381	235
非正規労働者(②+③+④)	208	736	741	692	710	604	989	1150	783
⑤その他	14	55	104	72	106	71	107	129	90
⑥不明、未確認	240	258	382	239	301	345	453	603	648